

◇江戸遺跡研究会第98回例会は、2004年11月17日(水)午後6時30分より江戸東京博物館学習室に◇
◇で行われ、小林風氏より、以下の内容が報告されました。◇

近世後期、江戸東郊地域の下肥流通 一天保・弘化期の下肥値下げ願と申合議定を中心に一

小林 風

(専修大学大学院博士後期課程)

【要 旨】

近年現代社会において盛んにリサイクルが叫ばれる中、下肥の問題も都市と周辺地域とのリサイクル的視点から関心が持たれ、都市と周辺地域との再循環構造のひとつとして一般に認識されつつある。しかしこのような側面のみで下肥の問題を取上げてよいものであろうか。

開幕当初の江戸とその周辺地域は経済的に未成熟な状態にあった。しかし 18 世紀頃には、経済力・生産力を徐々に向上させ、江戸地廻り経済圏を形成し始めた。その生産力の向上を担う肥料として、下肥は安価で大量に入手できることから、特に重要視された。その結果需要の増大を生み、下肥獲得競争は激化し、商品的価値を高め、価格の高騰を招いた。そして 18 世紀末以降、下肥価格の高騰は江戸周辺地域の農業経営にとって大きな問題となった。つまり商品的価値を持った下肥は、江戸と周辺地域、都市民と百姓、百姓同士の関係性に大きな影響を及ぼしたのである。

本報告では、下肥の流通形態が徐々に変化し出した、近世後期の寛政期と天保期に起こった下肥値下げ願とこの間に取替された議定を取り上げる。その中でも、特に東京都や周辺の自治体史には必ず取上げられながらも、その歴史的 position がなされていない天保期の下肥値下げ願と議定の分析を中心におこない、そこから下肥の流通形態の変容を明らかにしてみたいと考えている。

まず最初に、値下げ願についての分析から、寛政期の値下げ願が江戸周辺地域の大規模団結を背景に、在方一斉交渉により町方から値下げを勝ち取ったという事実から、この大規模団結を可能にした要因として、江戸周辺地域全体に下肥の共通需要があったこと、取引形態が下掃除人と町方との一対一の関係が多く、取引過程における商人の介入が少なかったことをあげる。つまり江戸周辺地域の下肥取引形態はさほど多様化していない状況にあったのではないかとすることを指摘する。

しかし天保期には、値下げ願への参加地域は大幅に減少し、江戸東郊地域に限定される。この

値下げ願参加地域の縮小の事実から、江戸周辺地域において下肥への依存度に格差が生じている事を指摘する。また江戸周辺地域全体がもはや画一的な取引形態を持たないものとなったと考える。これは出願参加地域が江戸東郊の河川流域地域に限定されていることから、輸送手段の違いが下肥流通に変化を生じさせたと考える。つまり舟運による大量輸送によって下肥業者が成長し、彼らが下肥流通に大きな影響を与えていた江戸東郊地域に比べて、大量輸送手段を持たない他の江戸周辺地域では、下肥業者の成長が活発ではなかったことを指摘する。

次に議定に関する分析では、寛政期の議定を領々惣代が中心となって、下肥取引の管理・統制をおこなう目的で作成されたものと位置付ける。時代が下り、文政期の議定では下肥業者の存在を認めながら、下肥業者の中の間屋を、管理者に加えることによって、これに対応しようとしているところから、流通構造の変化をみる。さらに天保弘化期の議定では、この傾向が強まり、人だけでなく河岸場を拠点にした価格統制および公定相場の設定をおこなうことにより、下肥流通を管理統制しようとする意図を指摘する。このことから、下肥の商品的価値が上昇するとともに、流通構造が複雑化していく状況の中で、在地の主導者たちや下肥流通にかかわる人々が、どのように対応していったのかを明らかにする。

また寛政・文政期には同様の議定を江戸周辺地域全体で取り交わしていたが、天保弘化期には江戸周辺地域それぞれで議定を作成することに注目する。このこと点からも、江戸周辺地域の下肥需要および流通構造の変化、さらに在方惣代、間屋を始めとする下肥業者、船持・船頭達との関係性について分析を加える。

さらに江戸東郊地域で取り交わされた河岸公定相場の分析から、江戸からの距離によって価格設定されていない事実を指摘し、且つ下肥利用が江戸との距離に比例するという、従来の説に批判を加えたい。

はじめに

近年現代社会において盛んにリサイクルが叫ばれる中、下肥の問題も都市と周辺地域とのリサイクル的視点から関心が持たれ、都市と周辺地域との再循環構造のひとつとして一般に認識されつつある。しかしこのような側面のみで下肥の問題を取上げてよいものであろうか。

開幕当初の江戸とその周辺地域は経済的に未成熟な状態にあった。しかし 18 世紀頃には、経済力・生産力を徐々に向上させ、江戸地廻り経済圏を形成し始めた。その生産力の向上を担う肥料として、下肥は安価で大量に入手できることから、特に重要視された。その結果需要の増大を生み、下肥獲得競争は激化し、商品的価値を高め、価格の高騰を招いた。そして 18 世紀末以降、下肥価格の高騰は江戸周辺地域の農業経営にとって大きな問題となった。つまり商品的価値を持った下肥は、江戸と周辺地域、都市民と百姓、百姓同士の関係性に大きな影響を及ぼしたのである。

本報告では、下肥の流通形態が徐々に変化し出した、近世後期の寛政期と天保期に起こった下肥値下げ願とこの間に取替された議定を取り上げる。その中でも、特に東京都や周辺の自治体史には必ず取上げられながらも、その歴史的な位置付けがなされていない天保期の下肥値下げ願の分析をおこない、そこから下肥の流通形態の変化を考えてみたい。

研究史

- 伊藤好一 『江戸地廻り経済の展開』 柏書房 1966
「江戸と周辺農村」(『江戸町人の研究』3 吉川弘文館 1974)
「江戸周辺農村における肥料値下げ運動」(『関東近世史研究』7 1975)
- 渡辺善次郎 『都市と農村の間』 論創社 1983
⇒下肥流通の実態解明の重要性
- 熊沢徹 「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」(『史学雑誌』94-4 1985)
- 澤登寛聡 「江戸近郊地域の下肥流通と荒川筋下掃除船持仲間」(『文化財研究紀要』1 1987)
- 森朋久 「江戸近郊農村における物資輸送」(葛飾区文化財専門調査報告書3 『かつしかの道総合調査報告書』1993)
- 岩淵令治 「近世都市のトイレと尿尿処理の限界」(『歴史と地理』484 1995)
「江戸の下肥河岸」(『地方史研究』262 1996)
- 古泉弘 「考古学からみた江戸の便所と尿尿処理」(『歴史評論』590 1999)

寛政期の下肥値下げ運動 ※参考：熊沢徹「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」(『史学雑誌』94-4)

寛政元年 11 月、江戸周辺地域（江戸東郊中心）の百姓達が、江戸の下掃除先（武家方・町方）に対し、下掃除代（元値段）の引下げを命じるよう幕府に訴える

（出願地域と賛同地域の拡大）

- 出願－武蔵国葛飾郡東葛西領ほか11か領村々
- 賛同－武蔵・下総両国37か領1016か村 ※〈図1〉
→その他の江戸周辺地域からの訴願や他地域への参加を促す活動 ※表〈1〉
⇒①江戸周辺地域全体に下肥値下げを望む共通認識
②下掃除人と町方家主との一対一の取引関係が多い ※〈図2〉

（出願理由）

- ①武家方・町方の下掃除代の高騰（→前年の約3倍）
- ②在方下掃除人同士の掃除場所奪取

③肥船1艘分の荷数削減(65~66荷→51~52荷)

④天候不順(旱魃被害など)

⑤他肥料の価格高騰

⑥銭相場下落による現金収入の減少

⇒江戸近郊地域の安定した農業生産の必要性を主張

(要求)

①町方・武家方に対する元値段引下げ交渉の認可

②在方下掃除人に対する売捌値段引下げ交渉の認可

③在方・町方における領々議定の承認

④町方下掃除人の営業停止

⑤引下げ基準の認可

⑥下掃除引替権の獲得

⇒百姓惣代主導による下肥流通の管理・統制 ⇔ 領々議定の作成と公認化

(賛同地域の団結と百姓惣代主導体制の強化)

(幕府の対応)

●下肥価格高騰の原因は下掃除人同士の糶取・糶上にあり

●在方と町方双方での話し合いによる解決

→のちに町方に対し、在方との交渉に応じるよう通達

(町方の対応)

●値下げ交渉承諾

●下掃除引替権の保持

(結果) 一寛政4年6月-

○認可-①④

○不認可-③⑤⑥

○在方内の問題-②

※③は在方内での有効性を容認

⇒領々議定の公認化は達成できず。しかし在方一斉交渉により元値段引下げには成功

(小括)

当初、江戸東郊地域から出された下肥値下げ願は、江戸周辺地域全体を巻き込み、大規模訴訟に発展した。この大規模な団結の背景には、①下肥が農業生産上、重要な肥料であるという共通認識が江戸周辺地域全体にあったこと、②下掃除人と町方家主との一対一の取引形態が多く、在方内に多くの下掃除人が存在していたこと、が考えられる。このような大規模な団結は、町方との元値段引

下げ交渉を有利に運び、一斉交渉による値下げの達成という結果をもたらした。また運動を進める中で、在方が下肥取引の規範として作成した領々議定は、幕府による公認化は退けられたものの、下掃除人の統制という名目のもと、在方内での有効性は認められた。その結果、領々議定は以後、下掃除人の統制や下肥取引の基準とされた。

天保期の下肥値下げ願

[在方からの訴状（天保 14 年 2 月）] ※〈史料 1〉

（出願地域） ※棒線部①

武州葛飾郡東西葛西領・二郷半領・松伏領、足立郡洲江領、埼玉郡八条領・新方領、下総国葛飾郡小金領の 286 カ村（現東京都・千葉県・埼玉県の江戸川・中川・荒川流域） ※〈図 3〉

※他地域に参加を促すも、賛同地域なし

⇒江戸周辺地域における利用肥料の中で、下肥への依存度に格差

※江戸周辺各地域で他の肥料の値下げ願あり

（出願理由）

①下掃除場所の糶取による下掃除代の高騰と、それにとまなう売捌値段の高騰 ※棒線部②

②町方家主からの下掃除代（元値段）増金要求 ※棒線部③

③諸物価引下げ令 ※棒線部④

⇒出願の直接的要因は③

（要求）

①寛政 4 年の申渡への回帰 ※棒線部⑤

②下肥元値段引下げ交渉の許可 ※棒線部⑥

③下掃除場所の人数を基準にした元値段設定の提案

・〈史料〉「人別壺人ニ付壺ケ年銀式匁位ニ取極、人別増減ニ随ひ取引致し度旨及懸合候」

[町方の上申書（天保 14 年 7 月）] ※〈史料 2〉

（反論）

●家主収入源の減少 ※棒線部①

●下肥売捌値段高騰の要因として下肥業者の存在を指摘 ※棒線部③④

（提案）

●引下げ率案の提示 ※棒線部②

1 割 4 歩 5 厘（寛政期の引下げ率）は不可⇒1 割（10 %）、または 5 分（5 %）の引下げ幅

●各町組ごとの天保 12 年の下掃除代と引下げ額一覧の書上を提出

[申渡（天保14年10月）] ※〈史料3〉

- 下掃除場所の人数による下掃除代の設定は不認可 ※棒線部①
- 在方・町方双方に対し、天保12年の下掃除代の1割引で統一 ※棒線部②④
- 在方・町方相互の糶取・糶上禁止 ※棒線部③

⇒寛政期に獲得した水準の回帰は不認可

↳元値段引下げや在方・町方相互の糶取禁止を確認する上での、議定の有効性は容認

(小括)

天保期の下肥値下げ願は、寛政期のような大規模な団結には発展しなかった。値下げ願に参加した地域では、河川輸送の発達を背景に、寛政期から徐々に下肥業者たちが成長していた。その結果、下肥業者が江戸と周辺地域間の下肥流通に介在することにより、売捌値段の高騰という問題をもたらしていた。つまり江戸東郊地域の下肥は、他の江戸周辺地域に比べて、より商品化が促進されていたのである。こうした要因に加えて、他の購入肥料との需給関係の変化も影響し、江戸周辺地域全体で下肥に対する要求に格差が生じ、寛政期のような大規模団結には至らなかった。しかし諸物価引下げ令の影響により、長期化せず、元値段引下げを勝ち取ることができた。

寛政期・文政期・天保弘化期の議定

議定は値下げ運動を展開する中で、下肥取引に関する規則を取りまとめたもの

[寛政期の領々議定（寛政4年6月）]

(目的)

- ①下掃除に関する諸権利の在方独占
- ②下肥の仕入から流通に至る全過程を在方百姓の自主統制下に置き、価格の引下げを企図

(議定内容) ※〈史料4〉

- ①下掃除場所糶取や引替に関する規定（第1条・第2条・第6条）
- ②下肥売捌値段に関する規定（第3条）
- ③下掃除人の汲取り業務に関する規定（第4条・第5条）

（第1条）武家方・町方とも下掃除場所の糶取禁止

（第2条）武家方との由緒をもって下掃除人を引替える場合、値下げ運動前は容認。しかし値下げ運動以降は、由緒があっても引替えることは禁止。また新規の者も当然禁止。しかし以前までの下掃除人との話し合いによる譲渡は可能。町方もこれに准じること

(第3条) 下肥売捌値段の基準を、運ぶ距離や季節に基づいて設定すること

(第4条) 下掃除人・召仕の者に対し、下掃除業務を粗相なくおこなうよう、徹底すること

(第5条) 職務怠慢の下掃除人がいた場合、村役人がそれに対応し、江戸の下掃除が滞らないよう村役人の責任でこれを処理すること

(第6条) もし従来から契約していた下掃除場所が糶取られた場合、両者の名主・村役人の差配で元の掃除人に掃除場所を返還すること。万一訴訟になった場合の訴訟費用は訴えられた側が負担し、村入用や村役人に負担が懸らないようにすること

⇒値下げ運動に参加した地域が合意

⇕

○同意に難色を示す村々あり

④西葛西両新田亀戸村清右衛門の持場村々 ⑤行徳領市川新田繁右衛門の持場村々

・〈史料〉「(前略) 私持場村々之義は掃除致候者纒々にて、多分舟肥買入之場所故右規定文言え書加え申度義有之由申之、規定連印延引ニ及候 (後略)」

⇒江戸東郊地域の河川流域では、すでに下掃除人から下肥を購入する流通形態あり

[文政期の議定 (文政2～3年)]

江戸周辺地域全域で取替される ※〈史料5〉

(議定内容)

①下掃除場所糶取や引替に関する規定 (第1条・第3条・第4条・第5条)

②下肥売捌値段や売捌行為に関する規定 (第2条・第6条・第7条・第8条・第9条)

③下掃除人の汲取り業務に関する規定 (なし)

④領々惣代による組合運営と議定に関する規定 (第10条・第11条・第12条)

(第1条) 下掃除場所の糶取禁止の再確認

(第2条) 元値段・売捌値段の引下げと現金取引の徹底

(第3条) 武家方下掃除場所入札の際、元掃除人との話し合いによる譲渡は許可。しかし町方の場合は不許可

(第4条) 下掃除場所引替の際の村役人への届出

(第5条) 議定違反者への対応

(第6条) 元値段引下げにともなう品質の低下禁止

(第7条) 問屋の設置と直売・直買の禁止

(第8条) 下肥価格差是正のための定期寄合の開催

(第9条) 問屋手間賃の値下げ

(第10条) 惣代の選出と組合運営に関する規定

(第11条) 議定内容の5ヶ年ごとの確認

(第 12 条) 議定の遵守

○寛政期の議定との対応関係 ※〈表 2〉参照

下掃除業務に関する条項は削除されているが、下掃除場糶取の禁止条項をはじめ、寛政期に取替した条項を踏襲。加えて江戸周辺地域の代表者である領々惣代と問屋による売捌価格の安定や流通過程における不正取締り条項が盛り込まれる。

⇕

下掃除人（船持・船頭）の活動に対する規制

(小括)

下肥流通が複雑化する中で、領々惣代主導による管理体制のさらなる強化を図ると共に、領々惣代だけでは管理できない側面を、経済的に成長し、在地の下肥供給や売捌値段決定に大きな影響力を持つようになった問屋を管理者として取り込むことによって、補おうとしたのではないか。一方で下肥の輸送を担う船持・船頭の行動に対する警戒感もうかがえる。

[天保・弘化期の議定]

①申合議定（天保 14 年 10 月） ※〈史料 6〉

願地域だけでなく、他の江戸周辺地域も同意 ※〈図 4〉

(議定内容)

●下掃除場所の糶取行為の禁止（第 1・2・5 条） ※棒線部①

⇒下掃除人同士の話合いによる掃除場引替は容認 ⇔ 事実上の掃除場所引替不取締り

●下掃除代引下げ基準の設定と河岸取引相場の引下げ（第 3 条）

⇒下肥価格における河岸取引相場の影響大

※（貼紙）川筋の河岸場に対する相場立てへの規制 ※棒線部②

●怠惰な下掃除業務の禁止（第 4 条）

○寛政期・文政期の議定との対応関係 ※〈表 2〉参照

●寛政期の議定内容をほぼ踏襲

●文政期、新たに加えられた条項は削除

⇒文政期の議定で意図した領々惣代と問屋による下肥流通統制の失敗？

●売捌値段決定に関係する河岸場や下肥問屋に関する条項を追加

⇒河岸場を基点とした価格統制をおこなおうとする意図のあらわれ？

※運送業者の活動（天保 15 年正月） ※〈史料 7〉

扱売をする船持・船頭と直買する百姓達 ※棒線部

⇒下肥流通を乱す船持・船頭達の活発な活動

②再議定（天保15年5～6月） ※〈史料8〉

①江戸西郊地域に残る議定

天保14年10月の議定に条項を増加（5条→8条）

- 天保14年暮以後獲得した下掃除場所は、元下掃除人へ即刻返還（第1条）

⇒下掃除場所引替えの全面禁止

※前議定では、元下掃除人との話し合いによる獲得は容認

- 河岸の下肥公定相場設定（第6条）

売主と買主による価格決定ではなく、公定価格による取引を目指す

⇒河岸場における自由相場の排除と統制

- 下肥流通関係者に対する統制（第7条）

⇒直接下肥輸送に携わる者や抜売をする船頭、抜買をする百姓の存在

- 町方掃除人の禁止（第8条）

⇒町方との密接な関係を利用して下掃除場所を獲得 ※寛政期にも禁止

②江戸東郊地域に残る議定 ※〈史料9〉

- 第1～4条・第8条はほぼ同じ

- 下掃除場糶取をめぐる訴訟に関する条項の削除（①-第5条）

⇕

下肥代金の支払期日厳守に関する条項の追加（②-第6条）

- 売捌値段の取決めに関するより細かい規則（②-第5条）

- 買方の抜買禁止と違反者に対する関東取締出役からの教諭（②-第7条）

◎河岸場を拠点にした下肥の正規流通ルートの確立を目指す。それによって下肥売捌値段の安定と統制を図る。そのため正規流通ルートから外れる者やそれを乱す者に対し、厳しい規制を加える（第7・8条）。その反面、こうした正規流通ルートを外れる者達の動きが活発であった江戸東郊地域で取替された議定には、下肥売買に関するより細かな条項が加えられた。以後の議定（③・④）にも河岸場を拠点にした下肥正規流通ルート確立のための条項が付け加えられることになる。

③下肥定値段取極議定（弘化2年3月）

下肥の正規流通ルートを構築するための議定（①②を受けて）

- 今まで取替した議定の遵守と下肥河岸相場の決定

- 対象者は領々惣代（在方小前百姓）・下肥仲買人・売捌世話人の3者

●下肥河岸相場の設定 ※〈表3〉

設定された河岸相場は、江戸からの距離に比例せず

⇒下肥を大量利用したといわれる江戸の東郊地域内においても、下肥の利用度に差あり

◎河岸場における公定相場による取引の徹底と江戸東郊地域内における下肥利用にも格差

④下肥値段取極再議定（弘化2年9～11月） ※〈史料10〉

●河岸相場の貼りだし（第1条）

●仲買人・船持に対する判取帳所持の義務化（第2条）

⇒下肥取引の現状把握と統制

●公定価格の遵守（第3条）

●不正取引の禁止（第4条）

●下掃除場の糶売・糶買の禁止（第5条）

◎下肥の輸送を直接おこなう船持らに対する統制

（小括）

天保・弘化期の議定は、多様化する下肥の流通形態の整備に主眼が置かれた。これには江戸東郊地域の下肥業者が、約半世紀の間に成長し、下肥流通過程の中で存在感を増していたことが背景にあった。

そこで、在方惣代は文政期に引続き、河岸の下肥業者（特に問屋）と結び、河岸場を基点にした統制を目指し、公定河岸相場の設定と遵守を議定に盛りこんだ。次に直接輸送・取引に携わる船持・船頭に対しては、判取帳所持の義務化によってこれを管理し、百姓達との不正取引を阻止しようとした。つまり「下掃除場所－下掃除人（船持・船頭）－（河岸場）問屋・仲買人・売捌世話人－百姓」というような流通ルートの本一化を目指したものであった。

また従来認めていた下掃除人同士の話し合いによる下掃除場獲得を禁止することにより、新たに下肥商人へと成長する者達の動きを抑えようとした。

おわりに

以上、近世後期、寛政期に起きた下肥値下げ運動と、それから半世紀後に起きた天保期の値下げ願、そしてその間に江戸周辺地域内で取替された議定内容の分析から、下肥の流通形態の変化をみてきた。

まず寛政期の江戸周辺地域における下肥取引は、村内に多くの下掃除人が存在し、汲み取りをおこなう形態が多かった。そのため値下げ運動の際、広域の結束が可能となり、下掃除代の値下げを勝ち取ることができた。しかしその後、輸送手段の違いにより、江戸東郊地域では下肥業者（問屋・仲買人など）が成長し、画一的であった下肥の取引形態に差違を生じさせた。つまり河川輸送が

発達した江戸東郊では、下肥業者が下肥流通に大きな影響力を持ち、大量輸送手段を持たない他の江戸周辺地域では、下肥業者の成長が難しく、寛政期の取引形態とさほど変わらない状態であった。これが天保期の値下げ願の際、これには参加しないものの、議定には同意するという、消極的な態度に表れるのである。

また寛政期から天保・弘化期の議定内容をみていく中で、寛政期には同様の議定を江戸周辺地域全体で取替わっていたものが、天保期には地域事情にあった議定を作成し取替していることから、下肥利用における江戸周辺地域の地域差を指摘した。また議定内容から、特に下肥業者の成長により、流通形態を大きく変化させていた江戸東郊地域では、在方惣代が下肥業者に対し規制を加えるのではなく、彼らと手を組み、流通ルートを一本化しようという意図がみられた。問屋も輸送過程で直売り・抜売りなどの不正行為をおこなう船持・船頭への対応に苦慮していたため、在方惣代と手を組むによって、これに対応しようとした。天保期にはこのような形で、下肥流通の管理・統制ならびに価格高騰の抑制がおこなわれた。一方で、直接輸送・取引にかかわる船持・船頭が存在が、今後の下肥流通の統制・管理に大きな問題となってくる。

また弘化期に設定された河岸下肥公定相場の分析から、他の江戸周辺地域に比べて下肥需要が多かった江戸東郊地域内でも、その利用状況には格差が生じていたことを指摘したが、その要因については、江戸東郊地域の下肥利用という問題を含めて今後の課題としたい。

【参考文献】

- 伊藤好一 『江戸地廻り経済の展開』 柏書房 1966
「江戸と周辺農村」(『江戸町人の研究』3 吉川弘文館 1974)
「江戸周辺農村における肥料値下げ運動」(『関東近世史研究』7 1975)
- 長尾政憲 「江戸近郊農村としての徳丸本村の野菜栽培」(『徳丸本村名主(安井家)文書』第三巻 1977)
- 渡辺善次郎 『都市と農村の間』 論創社 1983
- 熊沢徹 「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」(『史学雑誌』94-4 1985)
- 澤登寛聡 「江戸近郊地域の下肥流通と荒川筋下掃除船持仲間」(『文化財研究紀要』1 1987)
- 森朋久 「江戸近郊農村における物資輸送」(葛飾区文化財専門調査報告書3 『かつしかの道総合調査報告書』1993)
- 岩淵令治 「近世都市のトイレと屎尿処理の限界」(『歴史と地理』484 1995)
「江戸の下肥河岸」(『地方史研究』262 1996)
- 古泉弘 「考古学からみた江戸の便所と屎尿処理」(『歴史評論』590 1999)

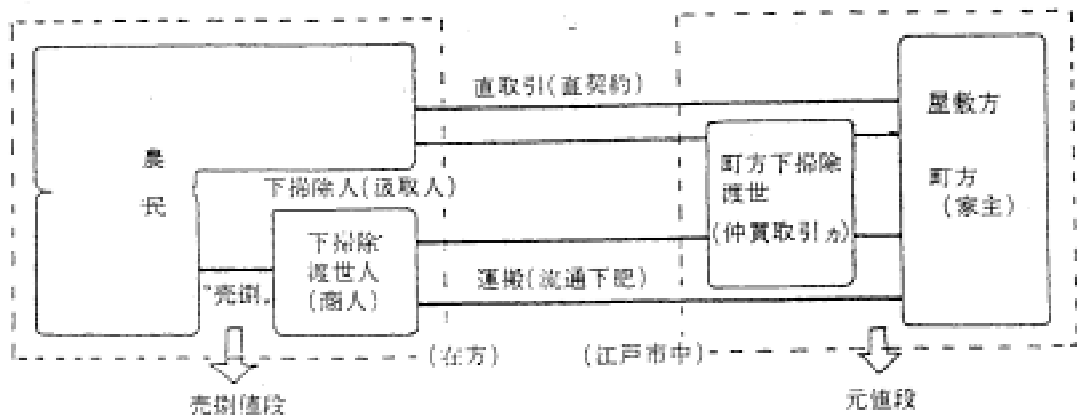
〈表1〉 値下げ願参加の経緯

年号	月日	値下げ願参加地域	備考
寛政元年	11月	武州葛飾郡東葛西領ほか11か領	他に「東葛西領ほか19か領」とある史料あり
寛政元年	12月	武州橋樹郡稲毛領・川崎領・神奈川領の内、88か村	3か領158か村中
寛政元年	12月	武州足立郡平柳領5か村・葛飾郡谷古田領14か村・豊島郡狹田領岩淵領24か村	4か領101か村中
寛政2年	1月26日	武州豊島郡戸田領・狹田領・野方領27か村、同州足立郡笹目領・上田谷領・浦和領11か村	
寛政2年	2月5日	武州野方領・狹田領・戸田領13か村への議定参加催促、同年3月に賛同	
寛政2年	2月	下総国葛飾郡行徳領ほか5か領	
※ 熊沢論文では、2月の議定案作成の段階で、23か領541か村が参加とある			
寛政2年	3月	武州23か領541か村	『類集撰要』・『正事録』には32か領874か村が参加とある
寛政2年	3月29日	武蔵・下総両国7(6)か領(足立郡赤山領10か村・同郡木崎領2か村・同郡見沼領4か村・同郡見沼新田領11か村・同郡戸田領2か村・同郡南部領6か村・多摩郡府中領11か村、千葉郡5か村)45か村への議定参加催促	内、武州足立郡見沼新田領11か村は参加拒否。他は同年5月までに参加を
※ 熊沢論文では、3月の議定案作成の段階で、32か領884か村が参加とある			
寛政2年	5月	武蔵・下総両国37か領1016か村	

〈表2〉 値下げ願参加の経緯

寛政期	文政期	天保期
第1条	第1条	第1条
第2条	第3条	第1条、第2条
第3条	第2条	第3条
第4条	なし	第4条
第5条	なし	第4条
第6条	第5条	第5条
新たな条項	第4条、第6～12条	なし

〈図2〉 下肥取引のモデル図



※ 〈図1~4〉は、いずれも熊澤徹「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」より転写

【図】江戸と「領」

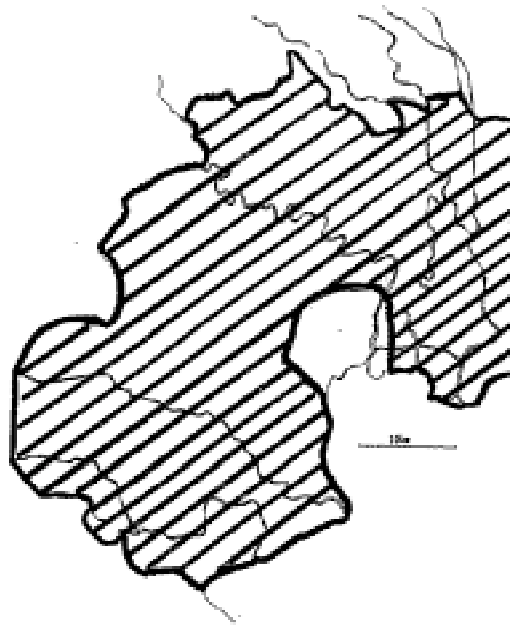
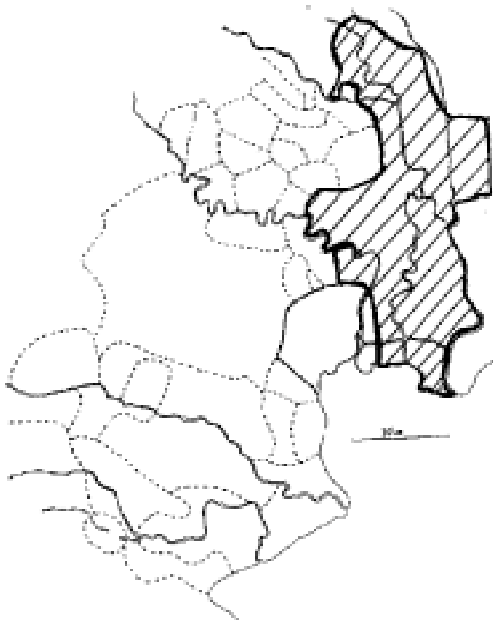
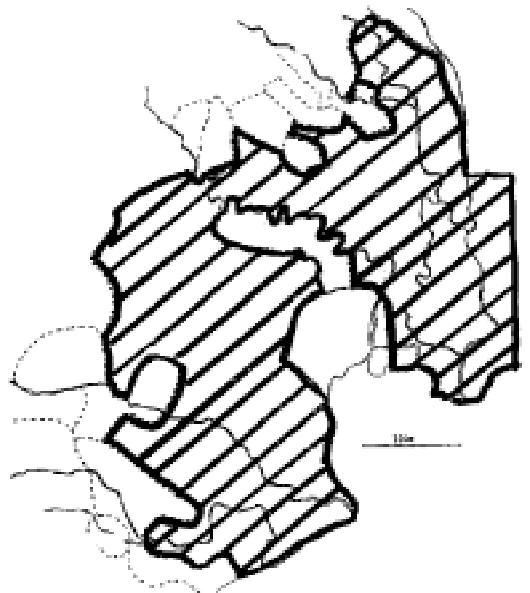


図1 寛政期の値下げ運動参加地域



〈図3〉天保期の値下げ願参加地域



〈図4〉天保期の議定参加地域

(3) 一、下掃除代相場之儀、去三年日而として世嗣下ヶ其宗將

別其意之通所は此度改訂規程上よび引下ヶ可申、尤前書
宣通所又は馬附相持手立便利之通所ニ候由高直之儀不致
候前は、今般改訂之儀、御座候相成、實に大勢之助
ニも治成候間、急度改訂令引下ヶ可申事。

(4) 一、下掃除取方之儀、此度仕度獨立候迄高々候ト心得不
之儀仕度、精々念入申付等閑之儀無之儀、当人は勿論
召仕度之通至志申付置可心候事。

(5) 一、下掃除之儀、心得違之者有之、向後續取候ハ、其男
人江通違有之次第判申候迄速高立候可申、万一度其昔
申事違候候御座候儀は領ヶ組合既取極取候保出
江不相掛様一村極取可申事。

(6) 一、今般領ヶ惣代通定通印仕候上は、去寅年川ヶ河原ヶ々
時々之相持書下ヶ書取候儀、購買等決御取候儀、
式下掃除人共打寄御座候之相持取候儀はかく仕聞敷
事。

(7) 一、村々下掃除人共之内江戸町江掃之掃除場所相立、亦は
場所無之下肥し船除持候在候者途中ニ面少ヶ御座候ハ先
例不正之儀世代候もの江枝等不致候召仕之儀立候可申
村事。

(8) 一、江戸町ヶ在居罷在掃除世代候通共、實政便宜勿論之
通江戸町ニ面右儀共相成候儀、御儀も有之候為、近年
右等之願有之町方掃除場所引致、在方之者下請仕向も有
之儀ハ付、右下請等決御取候事。

(後略)

〔前江戸町規程(第五)〕

(史料9)

(前略)

(5) 一、今般領ヶ村ヶ規定通印仕候上者、去ル丑年川ヶ河原
之時々之相持書引下ヶ書買いたし願書購買等決御取
候儀、且先例直取取方之儀、賣方買方双方大小數
代共其書買立立合、下肥先例世話人所持之牌込伏ヶ以
右丑年江見親直取相成、売人買人共打寄御座候。相持
取極中間敷候事。

(6) 一、下肥先例直取、去ル丑年江見親直取引下ヶ候上者、
代之儀田畑豊凶ヶ不恰対候之通半年間當高直御取
勘定相立候儀取極候事。

(7) 一、村々下掃除人共之内、江戸町江掃之掃除場所相立、
又通所無之候、而下肥所持罷在候もの途中ニ面少ヶ
在買書取候不正之儀世いたし候もの、并日分違ひ等々、
舟通共与別合表買いたし候者多御座候儀之旨見聞有之
候間、捕押候儀、問取御取御出役様へ申立、取極御
取論可願上候事。

(後略)

〔御座候上書〕4

(史料10)

(前略)

(1) 一、下肥先例方之領河岸之世話人宅江直取書撰出置相違
無之儀書買可致候事。

(2) 一、下肥仲買人有之村方者、船卷候江判取候書撰付ッ、村母
名主拜切印形いたし相違置、下肥積送り候節、判取候江
村ヶ直取相持書、買方之書印形いたし可申、万一度右判取
相持所持之書、買方書買取候儀、尤月々村役人方、書判
取極相成、直取相持書も有之候ハ、急度取斗可申候。

(3) 一、下肥直取引下候上、買方之者相対ニ御取極直取高
直ニ買請候者有之候、而下之御座候ニ相違候間、
前書直取之通急度買請可申、且代金私方之儀、並書向
度折済可致候事。

(4) 一、下肥直取引下候違不疑ニ獨立候儀、又不正之儀方い
たし候もの有之候ハ、右違世為相止候機取斗可申事。

(5) 一、江戸町下掃除場所去ル卯年已來御取候分者勿論、惣
意もの才被相續取候分とも急度之掃除人江懸置可申、
若此上右林及所業候通有之候ハ、購買候場所、勿論、
是まで仕度候分共下掃除世急度為相止可申候事。

前書之通再議定取極候上者、先般奉送上候議定書并今般相
立候大儀之議村母小前等入引議定いたし置、已來無異大
急度相守可申候、為後証再議定書送上申候如件。

(後略)

〔御座候上書〕4

〈表3〉江戸川筋の下肥河岸相場

正月	河岸名	高	分	米	額	江戸川中心距離
	大和田村		3分	2米		2
	市川村		3分	2米	400文	4
	榮又村渡船場、金町村		3分	2米	400文	6
	渡山村、加村、丹後村、茂田井村、三輪之山村		3分	2米	500文	11
	松戸村、小山村	1高				7
	稲荷木村	1高			100文	3
	加藤村	1高			100文	12
	笹ヶ崎村～二之江村、河原村	1高			300文	1
	長戸呂村	1高			400文	8
	一本木村、市助村	1高			500文	9
	伊予田村、小岩田村、榮又村	1高			600文	5
	岩(野)木村	1高		2米		10

2月	河岸名	高	分	米	額	江戸川中心距離
	榮又村渡船場、金町村	1高			200文	6
	大和田村	1高			500文	2
	市川村	1高			500文	4
	渡山村、加村、丹後村、茂田井村、三輪之山村	1高			500文	11
	松戸村、小山村	1高		2米		7
	稲荷木村	1高		2米	200文	3
	長戸呂村	1高		2米	200文	8
	加藤村	1高		2米	200文	12
	一本木村、市助村	1高		2米	300文	9
	笹ヶ崎村～二之江村、河原村	1高		2米	400文	1
	伊予田村、小岩田村、榮又村	1高		2米	600文	5
	岩(野)木村	1高		2米	500文	10

3月	河岸名	高	分	米	額	江戸川中心距離
	大和田村	1高		2米	500文	2
	渡山村、加村、丹後村、茂田井村、三輪之山村	1高		2米	500文	11
	市川村	1高		2米	300文	4
	松戸村、小山村	1高		2米	300文	7
	榮又村渡船場、金町村	1高	1分			6
	稲荷木村	1高	1分		100文	3
	長戸呂村	1高	1分		200文	8
	岩(野)木村	1高	1分		300文	10
	一本木村、市助村	1高	1分		300文	9
	加藤村	1高	1分		300文	12
	笹ヶ崎村～二之江村、河原村	1高	1分		400文	1
	伊予田村、小岩田村、榮又村	1高	1分	2米	400文	5

4月	河岸名	高	分	米	額	江戸川中心距離
	市川村	1高			500文	4
	大和田村	1高		2米	500文	2
	渡山村、加村、丹後村、茂田井村、三輪之山村	1高	1分		600文	11
	稲荷木村	1高	1分	2米		3
	榮又村渡船場、金町村	1高	1分	2米		6
	岩(野)木村	1高	1分	2米		10
	松戸村、小山村	1高	1分	2米	200文	7
	笹ヶ崎村～二之江村、河原村	1高	1分	2米	300文	1
	長戸呂村	1高	1分	2米	300文	8
	一本木村、市助村	1高	1分	2米	400文	9
	加藤村	1高	1分	2米	400文	12
	伊予田村、小岩田村、榮又村	1高	2分		400文	5

5月	河岸名	高	分	米	額	江戸川中心距離
	大和田村	1高		2米	500文	2
	長戸呂村	1高	1分		500文	8
	榮又村渡船場、金町村	1高	1分		600文	6
	一本木村、市助村	1高	1分		600文	9
	稲荷木村	1高	1分	2米		3
	松戸村、小山村	1高	1分	2米	200文	7
	渡山村、加村、丹後村、茂田井村、三輪之山村	1高	1分	2米	200文	11
	笹ヶ崎村～二之江村、河原村	1高	2分		100文	1
	加藤村	1高	2分		100文	12
	伊予田村、小岩田村、榮又村	1高	2分		300文	5
	市川村					4
	岩(野)木村					10

6月	河岸名	高	分	米	額	江戸川中心距離
	大和田村	1高		2米		2
	市川村	1高		2米		4
	榮又村渡船場、金町村	1高		2米	400文	6
	松戸村、小山村	1高		2米	500文	7
	長戸呂村	1高		2米	700文	8
	加藤村	1高	1分		300文	12
	稲荷木村	1高	1分		600文	3
	伊予田村、小岩田村、榮又村	1高	1分	2米		5
	渡山村、加村、丹後村、茂田井村、三輪之山村	1高	1分	2米	600文	11
	笹ヶ崎村～二之江村、河原村	1高	2分		100文	1
	一本木村、市助村					9
	岩(野)木村					10

7月	河岸名	高	分	米	額	江戸川中心距離
	大和田村		3分		200文	2
	榮又村渡船場、金町村		3分		400文	6
	長戸呂村		3分		700文	8
	市川村		3分	2米	400文	4
	松戸村、小山村		3分	2米	600文	7
	伊予田村、小岩田村、榮又村	1高				5
	笹ヶ崎村～二之江村、河原村	1高			100文	1
	加藤村	1高			500文	12
	稲荷木村					3
	一本木村、市助村					9
	岩(野)木村					10
	渡山村、加村、丹後村、茂田井村、三輪之山村					11

8月	河岸名	高	分	米	額	江戸川中心距離
	榮又村渡船場、金町村		3分		800文	6
	長戸呂村		3分	2米	1000文	8
	市川村		3分	2米	400文	4
	松戸村、小山村		3分	2米	700文	7
	渡山村、加村、丹後村、茂田井村、三輪之山村					11
	伊予田村、小岩田村、榮又村	1高			100文	5
	笹ヶ崎村～二之江村、河原村	1高			400文	1
	加藤村	1高			400文	12
	大和田村					2
	稲荷木村					3
	一本木村、市助村					9
	岩(野)木村					10

9月

河原名	高	分	朱	艘	江戸時代品数
市川村		3分		400文	4
柴又村渡船場、金町村		3分	2朱	400文	6
長戸呂村		3分	2朱	700文	8
松戸村、小山村	1高			100文	7
一本木村、市助村	1高			200文	9
清山村、加村、丹後村、渡田井村、三輪之山村	1高			400文	11
笹ヶ崎村～二之江村、河原村	1高		2朱		1
伊予田村、小岩田村、柴又村	1高		2朱		5
加藤村	1高		2朱		12
大和田村					2
岩(野)末村					3
					10

10月

河原名	高	分	朱	艘	江戸時代品数
松戸村、小山村		3分		400文	7
柴又村渡船場、金町村		3分	2朱		6
岩(野)末村		3分	2朱	800文	3
長戸呂村		3分	2朱	300文	8
岩(野)末村		3分	2朱	500文	10
市川村		3分	2朱	700文	4
清山村、加村、丹後村、渡田井村、三輪之山村	1高			100文	11
伊予田村、小岩田村、柴又村	1高			400文	5
加藤村	1高			800文	12
笹ヶ崎村～二之江村、河原村	1高		2朱		1
大和田村					2
一本木村、市助村					9

11月

河原名	高	分	朱	艘	江戸時代品数
市川村		3分		200文	4
柴又村渡船場、金町村		3分		400文	6
松戸村、小山村		3分		400文	7
岩(野)末村		3分		600文	3
長戸呂村		3分		700文	8
笹ヶ崎村～二之江村、河原村		3分	2朱	200文	1
伊予田村、小岩田村、柴又村	1高				5
岩(野)末村	1高			100文	10
大和田村					2
一本木村、市助村					9
清山村、加村、丹後村、渡田井村、三輪之山村					11
加藤村					12

12月

河原名	高	分	朱	艘	江戸時代品数
市川村		3分		200文	4
松戸村、小山村		3分		400文	7
岩(野)末村		3分		600文	3
柴又村渡船場、金町村		3分		600文	6
長戸呂村		3分	2朱	100文	8
笹ヶ崎村～二之江村、河原村		3分	2朱	200文	1
伊予田村、小岩田村、柴又村	1高			200文	5
大和田村					2
一本木村、市助村					9
岩(野)末村					10
清山村、加村、丹後村、渡田井村、三輪之山村					11
加藤村					12

※「佐野家文書」H.5（足立区立郷土博物館蔵）より作成

参加記

第18回大会 『江戸時代の名産品と商標』に参加して

赤松 和佳

(大手前大学大学院後期博士課程)

去る1月29日・31日の両日に台東区生涯学習センターで行われた江戸遺跡研究会の第18回大会に参加した。テーマは『江戸時代の名産品と商標』であった。大会案内を頂いた時、大会の主旨がよく分からず、小川 望氏の基調報告を聞いてやっと理解でき、テーマが分かりにくかったのが1番の感想である。

大会の主旨は「ものとの広がりを考古資料から考えようということであった。考古資料は当時の人々の生活を垣間見ることができる。古くから、ものを入れる器は土器・陶磁器・木製品など多種にわたり、近世に至っては遺跡から出土する遺物をみてもわかるように、陶磁器を中心に使用していたことがわかる。しかし、これらの中から名産品の専用器・商標として考古学的にどのように特定付けられているのであろうか？

以前、私も考古資料から名産品の検討をおこなったことがある。伊丹郷町遺跡では、備前焼が17世紀初

頭まで焼締陶器の中心であったが、江戸時代に至ると、丹波焼にその座を奪われてしまう。しかし、江戸時代を通して、細々と徳利や小型製品が出土し続けるのはなぜだろうかと思っていた。そうした中で、備前焼徳利が「保命酒」の容器として使用されていることがわかった。保命酒は薬味酒で、万治二年(1659)に中村吉兵衛吉長が広島県鞆の浦で造ったことが始まりで、その後、福山藩の庇護を受けて、備後の名産品として全国に流通したといわれている。このお酒の専用器として、備前焼の角徳利・傘徳利・人形徳利が使用されていたことが文献・伝世品資料からわかっている。器面には保命酒とわかる印はないが特徴的な器形を呈していることから、他の徳利とは違う用途で使用していたと考えられる。また、窯跡資料をみると、19世紀中頃に操業していた西1号窯跡でもこれらの徳利を大量生産しており、需要の多さが伺える。さらに、19世紀後半には保命酒の地元鞆でも窯が造られ、備前写しの人形徳利や角徳利を焼成していることから、備前焼徳利が代表的な保命酒の容器として多用されたことは間違いなく、伊丹郷町遺跡で出土している徳利も人形徳利や傘徳利に分類されることから、保命酒の容器として流通してものと思っていた。しかし、江戸中期の岡山城下やその近郊の様子を書いた『金山詣』によると、備前焼の地元である伊部の街道沿いで盛んに土産物として備前焼の人形・鉢と並んで人形徳利や角徳利を売っていたという記載あり、土産物としても売られていることがわかった。このことから、消費地から出土した場合、どちらの目的で流通したものか区別できなく、やはり印が無い限り特定は難しいと思ったことがあった。

本大会はそういう意味で興味深く、どのような方法で特定付けられ、種類はどれくらいあり、それはどこで生産し、どのような過程を経ていくのかと思いながら聞かせて頂いた。今回は、その中で気づいたことをいくつか述べたいと思う。

発表内容は、出土遺物から一目でそれが名産品の容器・商標とわかるものと、そうでないものにわかれていた。わからない例として、小倉三官飴と琉球産泡盛陶器が報告された。まず、それらが名産品の専用器であることを特徴付けられた。特に佐藤浩司氏の小倉三官飴は、考古学的な検討により、形態・成形の特徴付けをおこない、それらの分布状況、変遷まで示されており、今後、他の消費地から出土した際に手がかりになると思われる。しかし、佐藤氏のように詳細な検討をされていても、保命酒と同様、遺物に内容物や生産者を表す印がない場合は、文献資料や伝世品と突合せるか、内容物が残存しそれを胎土分析する方法しかないのかと改めて痛感した。

次に印のあるもだが、土師質土器製品、磁器製の紅皿・小杯など多種に及んでいることがわかった。また、京都産の土師質土器製品、京小町紅は産地に近い京都と大消費地である江戸の状況が報告され、消費の状況がよくわかった。一方で、容器の生産地の特定や変遷について触れておられる方が少なかった。当初からその容器を専用器として生産しているか、また、文様や銘の種類やそれらの変化は、生産地での状況を見るのが一番である。本文を書いている時にふと思い出したことがある。19世紀前半～中頃の資料で、兵庫県豊岡市高屋に所在する高屋古窯から呉須で施された「本家小町紅 ぎおん町 高嶋屋」文字入りの小杯・猪口が大量に出土している。同県出石町の出石焼窯跡でも文字内容は異なっていたが呉須の文字入りの紅皿を採集したことがある。このことから、紅皿・猪口は肥前以外でも生産地があること、高屋古窯跡や出石焼の製品については当初から専用容器として生産していたこと、呉須文字を施したものは19

世紀前半にはあったことなど、今後の研究の参考にしていただきたい。

その他に、京都産の土師質土器製品について、能芝勉氏が京都御苑内公家町出土資料をもとに報告され、各器種の変遷を明記されなかったのは残念であったが、涼炉や伏見産の土人形の特徴についてはよくわかり、今後の参考になりそうである。続いて、両角まり氏が江戸遺跡での焜炉類の状況を報告された。その中で「近世末～近代に至っては、在地産といわれている土器の中で広域流通品が登場するようになる」と述べられたのが印象に残った。関西にも京都産の土師質土器以外にいくつかある。その一つを紹介すると、兵庫県姫路産の「彌吉焜炉」は、体部下部に「彌」の刻印を施しているのが特徴で、19世紀後半以降、瀬戸内沿いの近世遺跡はもちろんのこと伊丹郷町遺跡や麻田陣屋跡など広範囲に流通していたことがわかっている。次に、中野高久氏の「亀」印のある製品については、遺物をよく観察され、出現期、階層性に至るまで検討され脱帽したが、少し気になったことがある。岡佳子氏が質問されていたが「ほんとうに亀祐作であろうか」ということである。最近、関西の窯跡を調べる機会があり、亀祐が関わった窯跡資料もみたが、享和元年(1801)の兵庫県三田市の三輪明神窯を皮切りに、文化・文政期には王地山焼(兵庫県篠山市)・男山焼(和歌山県和歌山市)など畿内の窯場へ頻繁に行っている。窯跡からも19世紀前半頃の年号入りの亀祐銘の土型が多く出土・採集されており、それを裏付ける。さらに、これら以外にも文献資料はないが東山焼(兵庫県姫路市)・袋町窯跡(兵庫県猪名川町)なども亀祐の影響があったと考えられ、各地へ指導にいく傍らで、京都で土器製品を生産していたのであろうか。もう一つ、京都や大坂での出土例がほとんどみられないことである。どちらにせよ、文献資料も含めて生産地・関西の消費地での検討が必要ということであり、関西で近世遺跡を研究するものとして、今後の課題としたい。

以上、思いつくままに、私見を述べさせて頂いた。関西にも「東山」・「古曾部」・「音羽」など焼き物に製造者を示す印がされたものが多くあり、明らかに「商標」が記されている。これを機に、これらの資料について検討したいと思った。

参考・引用文献

- ・赤松和佳 「畿内における近世遺跡出土の備前焼について」『伊部南大窯跡周辺窯跡群確認調査報告書Ⅰ』 備前市教育委員会 2003年
- ・赤松和佳 「関西の磁器窯について」『窯構造・窯道具からみた窯業—関西窯場から技術的系譜をさぐる』 関西陶磁史研究会 第4回研究集会資料集 関西陶磁史研究会 2005年
- ・小出匡子 「伊丹郷町出土のやきもの③ 弥七焜炉」『伊丹郷町通信』第3号 伊丹郷町研究会 2000年
- ・『豊岡市文化財調査報告書第11集 豊岡市郷土資料館調査報告書第11集 但馬・高屋古窯』豊岡市教育委員会 1981年

第18回大会 『江戸時代の名産品と商標』に参加して

吉田 千沙子

(日本大学文理学部史学科)

去る1月29日(土)、30日(日)の両日にわたり、台東区生涯学習センターにおいて江戸遺跡研究会第18回大会が開かれた。今回の大会は「江戸時代の名産品と商標」というテーマのもと行われ、小川望氏による基調報告の後、両日合わせて8本の口頭発表が行われた。

小川望氏による基調報告では、今大会では「名産品や商標がなぜどのように生まれ、普及流通し、そしてどこへ赴いたのかを、近世やその後の時代の考古資料をとりあげて」論じていくといった具体的な目的が提示された。氏の基調報告で印象に残ったのは、本大会の発表資料を「名産品」「商標」との関係から下記の4つのパターンに分類している点である。1つ目は、佐藤浩司氏の小倉名物三官飴の容器と推測される陶製小壺や小田静夫氏の壺屋焼の製品などのように、名産品の容器であるが、容器には直接生産者や内容物を表す刻印などのないもの。2つ目は、能芝勉氏の伏見・深草産の土師質製品や岡佳子氏の京焼、そして中野高久氏の「亀」在印資料などのように、製品そのものが名産品で、生産者などを表す刻印も数多く認められるもの。3つ目は、角谷江津子氏の「小町紅」と記された紅猪口や小川望氏の「烏犀圓」銘菓盒蓋などのように、名産品の容器であり、そのことが容器に記された文字から読み取られるもの。4つ目は、成瀬晃司氏の見込み主文様を有する小坏のように、名産品そのものや名産品の容器ではないにもかかわらず、商標や屋号が記された遺物で、その商標などの普及を目的として作られた資料。である。

このような差については口頭発表者による討論の席において岡佳子氏によっても触れられている。氏は紅猪口や、三官飴を入れていたとされる陶製小壺などは名産品の容器であり、それに対して京焼は焼きもの自体が名産品であるといった特殊性を指摘された。岡氏の発表で述べられているように、京焼生産において17世紀後期～18世紀前期には印を付加価値の一部とした京焼が認められる。18世紀前期～中期にかけては分業化による京焼日用器・煎茶碗の量産化の結果、京焼碗の規格化、装飾の簡略化が生じた。そのため京焼製品の出土量は増大するが印銘をもつ京焼碗は減少していく。その後、18世紀中頃以降になると京焼の高級品化が進み、日用器と区別するためにも印銘が再び復活するといった流れがある。こういった変化があるなか、先の京焼の特殊性から「京焼」＝「名産品」と安易に受け止めるのではなく、京焼生産の歴史的な背景をふまえた上で製品を判断していかなくてはならないのだと思った。生産地の歴史的な背景をふまえることは、京焼に限らず他の生産地においても同様である。消費都市である江戸の遺跡を卒業論文で取りあげた筆者にとって、出土した陶磁器・土器について考える際に、出土したという事実だけを認識するのではな

く、それらの生産地における歴史についても意識していくことの大切さを改めて感じた。

また、本大会を通して、商標には他の類似品との区別や、製品の情報を消費者側に伝えるといった機能が含まれることから、消費者に与える影響力も大きいと考えられ、今後着目していく必要性を感じた。ただ、注意すべきことは堀内秀樹氏が指摘しているように、製品は、消費者に受け入れられ、その製品への需要が高まった段階で初めて名産品となる。そして、その段階で製品に商標が記されていた場合、商標にはプラスの「ブランド」のイメージが付加されるのである。消して商標＝名産品という関係ではなく、市場に出回っている製品が名産品となり、その商標が「ブランド」となる過程には、常に消費者側の需要が関連していることを忘れてはならないと思った。

・ ・ ・ ・ ・

私が江戸遺跡研究会の例会に初めて参加したのは大学3年になる直前の3月でした。それから2年が経ち、今年の1月には卒業論文を何とか提出することができました。例会に参加し始めた頃は、参加することに意義があるのだと思っていましたが、2年経過した今では、ただ参加する段階から一歩前を出て、ひとつでも多くのことを学び取っていかなくてはならないのだと痛感しています。今回、参加記を書くことで自分自身の勉強不足な面を認識するとともに、もっと努力しなくてはと感じました。

会費納入のお願い

江戸遺跡研究会では、会報送付の通信費として1年に¥1,000の御負担をお願いしております。この時期になってしまいましたが、2005年につきましても同封の振込用紙にて通信費の振り込みをしていただけるようお願いいたします。また、前年以前の未納入の方につきましても重ねてお願いいたします。なお、3カ年以上未納の方は、送付は希望しないと判断させていただきますのでご了承ください。

◆◆◆最近の文献抄録◆◆◆

『江戸時代の瀬戸・美濃案内』		財団法人 瀬戸市埋蔵文化財センター
九谷 九谷A遺跡の調査概要		石川県江沼郡山中町教育委員会
『志田焼』一大皿編一	「ハレの日の大皿」	創聯社美術出版
平成12・14・15年度岐阜市市内遺跡発掘調査報告書		岐阜市教育委員会・(財)岐阜市教育文化振興事業司
伏見城	京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2002-11	財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究
鳥羽離宮跡	京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2003-12	財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究
平安京右京三条二坊十五町跡	京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2003-8	財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究
荒砥宮田遺跡II・荒砥前田遺跡	(財)群馬県埋蔵文化財調査事業司調査報告書第336集	群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業司
久保田遺跡	玉村町埋蔵文化財発掘調査報告書 第63集	群馬県佐波郡玉村町教育委員会
上手東遺跡	玉村町埋蔵文化財発掘調査報告書 第64集	群馬県佐波郡玉村町教育委員会
粉糠島遺跡	玉村町埋蔵文化財発掘調査報告書 第65集	群馬県佐波郡玉村町教育委員会
一本木遺跡	玉村町埋蔵文化財発掘調査報告書 第67集	群馬県佐波郡玉村町教育委員会
内田屋敷の遺跡・原屋敷の遺跡・上之手立野野遺跡	玉村町埋蔵文化財発掘調査報告書 第69集	群馬県佐波郡玉村町教育委員会
榑松塚前市遺跡	玉村町埋蔵文化財発掘調査報告書 第70集	群馬県佐波郡玉村町教育委員会
研究紀要 第3号		佐賀県立九州陶磁文化館
上九郎遺跡・薬師丸五本柳遺跡	佐賀市文化財調査報告書 第148集	佐賀市教育委員会
牛島遺跡-1～3区・5区の調査-・牛島二本松-2区の調査-	佐賀市文化財調査報告書 第152集	佐賀市教育委員会
平尾二本松遺跡III	佐賀市文化財調査報告書 第153集	佐賀市教育委員会
牛島遺跡-4区の調査-・牛島二本松-1区の調査	佐賀市文化財調査報告書 第155集	佐賀市教育委員会
築香寮宮内閣重遺跡北黄瓶遺跡発掘調査概要報告	信楽町文化財報告書 第12集	信楽町教育委員会
牧西遺跡・仲井出遺跡・漆原3遺跡発掘調査報告書	信楽町文化財報告書 第13集	信楽町教育委員会
武蔵野府間重遺跡調査報告		(株)武蔵文化研究所
草花遺跡		秋多3・4・6号線草花地区調査団
水草木・東京		あきる野市前京遺跡調査会
瀬戸岡古真群		瀬戸岡古真群市道地区調査会
日本橋跡(新堀)一丁目遺跡II		中央区教育委員会
白銀町西遺跡・白銀町南遺跡II		テイケイノード株式会社埋蔵文化財事業部
南池袋遺跡日出小中学校地区	東京都埋蔵文化財センター調査報告 第156集	東京都埋蔵文化財センター
四ッ谷前遺跡	東京都埋蔵文化財センター調査報告 第160集	東京都埋蔵文化財センター
蒲籠町南遺跡	東京都埋蔵文化財センター調査報告 第157集	東京都埋蔵文化財センター
武蔵野府の調査 23	昭和60年度府中市内調査概報	府中市教育委員会・府中市遺跡調査室
武蔵野府の調査 25	昭和61年度府中市内調査概報	府中市教育委員会・府中市遺跡調査室
武蔵野府の調査 26	昭和62年度府中市内調査概報	府中市教育委員会・府中市遺跡調査室
武蔵野府間重遺跡調査報告 32	府中市埋蔵文化財調査報告 第34集	府中市教育委員会・府中市遺跡調査室
武蔵野府間重遺跡調査報告 33	府中市埋蔵文化財調査報告 第35集	府中市教育委員会・府中市遺跡調査室
史跡広島城跡本丸遺構保存状況調査報告	(財)広島市文化財埋蔵文化財調査報告書 第10集	財団法人広島市文化財団
御空の森遺跡I-第9次調査(1)-	大野城市文化財調査報告書-第63集-1	大野城市教育委員会
福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告 17	福島県文化財調査報告書 第416集	福島県教育委員会
一般国道289号青倉沢・バイン3遺跡発掘調査報告2	福島県文化財調査報告書 第417集	福島県教育委員会
市内遺跡分布調査報告書(7)	山形県鶴岡市埋蔵文化財調査報告書 第23集	山形県鶴岡市教育委員会
市内遺跡 17	洗川市発掘調査報告 第79集	群馬県洗川市教育委員会
北沢大境遺跡	財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業司調査報告 第339集	財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業司調査報告
西野下遺跡	台東区埋蔵文化財発掘調査報告書11	八王子市八王子市教育委員会
西中野遺跡発掘調査報告書		広島大学環境保全委員会埋蔵文化財調査室
雷門遺跡 雷門二丁目18番地地点	台東区埋蔵文化財発掘調査報告書18	福岡市教育委員会
国立国会図書館支部・上野図書館地点	台東区埋蔵文化財発掘調査報告書15	
福岡市埋蔵文化財センター年報 第23号		
萩原遺跡・新井大田間遺跡	(財)群馬県埋蔵文化財調査事業司調査報告書第337集	台東区文化財調査会
奥田道下遺跡(稲城)	(財)群馬県埋蔵文化財調査事業司調査報告書第341集	
大久保陣馬跡第1地点	小田原市文化財調査報告書第116集	小田原市教育委員会
平成13年度試掘調査・I小田原城とその城下開遺跡・II	小田原市文化財調査報告書第117集	小田原市教育委員会
小田原城経橋 伝蔵寺西第1地点	小田原市文化財調査報告書第118集	小田原市教育委員会
千代南原遺跡第V地点	小田原市文化財調査報告書第119集	小田原市教育委員会
久野多古境遺跡・第1分冊・第2分冊	小田原市文化財調査報告書第120集	小田原市教育委員会
小田原城下 香沼屋敷跡 第三・IV地点	小田原市文化財調査報告書第121集	小田原市教育委員会
久野山神下遺跡第V・VI地点・中井原前庭遺跡第II・III地点	小田原市文化財調査報告書第122集	小田原市教育委員会
山ノ外遺跡	十和田市埋蔵文化財発掘調査報告 第11集	十和田市教育委員会
前田遺跡	(財)群馬県埋蔵文化財調査事業司調査報告書 第335集	(財)群馬県埋蔵文化財調査事業司
駒込入浅嘉町遺跡第II地点	文京区埋蔵文化財調査報告 第24集	文京区遺跡調査会
多摩ニュータウンNo.9遺跡	東京都埋蔵文化財センター調査報告 第158集	東京都埋蔵文化財センター

第99回例会のご案内

日 時：2005年3月16日（水）18:30～

内 容：追川 吉生氏（東京大学埋蔵文化財調査室）

「東京大学本郷構内の遺跡 地震研究所総合研究棟地点の発掘調査 ー速報ー」

会 場：江戸東京博物館 第2学習室

（大階段北側の通路を東に進み、駐車場の脇を直進し、左側の夜間入口より入る）

交 通：J R 総武線両国駅西口改札 徒歩3分

都営大江戸線両国駅（江戸東京博物館前）A4出口 徒歩1分

問合せ：江戸東京博物館

03-3626-9917（小林）

東京大学埋蔵文化財調査室

03-5452-5103（寺島・堀内・成瀬）

江戸遺跡研究会公式サイト

<http://www.ao.jpn.org/edo/>

